

一般社団法人

滋賀県介護福祉士会 ひろがり

The Shiga Association of Certified Care Workers

2022. 10

VOL.096

会員数775名 9月末現在

訪問介護情報交換会での写真。

職場だけでなく家庭でも感染症に振り回される中、

業務の効率化を図るための研修会。

参加者の口から出るのは、「生活の質」と「個別性」。

人手も足りず、休みもなく、ほんとうに大変な状況、
それでも人の暮らしを想う気持ちに、感動と感謝でした。

滋賀県介護福祉士会会長より

会員各位並びに関係機関のご尽力により任期2年目のスタートをきることができました。今年度も感染対策を施しながら、充実した研修会の開催、職能団体としての各関係機関との意見交換や委員講師の派遣など、広範囲に取り組んで参りたいと考えております。

また、理事間においては組織力強化と後進の育成が大きな課題となっております。業界全体での担い手不足やIT・ICT導入の遅れなど、非常に大きな課題が山積み、なかなか恵まれない環境下での活動とはなりますが、尽力するとともに皆様方の積極的な支援・協力をお願いいたします。



特別養護老人ホームゆいの里 高田栄亮

認定介護福祉士とは

介護福祉士のキャリアパスで、居住・施設系サービスを問わず、多様な利用者・生活環境・サービス提供形態等に対応して、より質の高い介護実践や介護サービスマネジメント、介護と医療の連携強化、地域包括ケア等に対応するための考え方や知識、技術等を、「認定介護福祉士養成研修」で修得した介護福祉士のことです。

認定介護福祉士の役割と受講資格について

これまでの経験と習得した幅広い知識などを活用し、看護チームやリハビリチーム、ソーシャルワーカーチームなど、他職種との連携やコミュニケーションを図るための中核的役割があります。

介護職によるサービス提供チームに対し、指導と教育、サービスマネジメントを行い、サービスの質を向上させる役割もあるので、介護福祉士を取得し、5年以上の実務経験がなければ、「認定介護福祉士養成研修」を受講することができません。その他、詳しい資格取得方法につきましては、下記のQRコードより、「認定介護福祉士認証・認定機構」のホームページを検索していただき、ご確認ください。



滋賀県で初めて認定介護福祉士を取得した、北山さんより



ひなたぼっこ代表
滋賀県介護福祉士会
理事/北山加代子さん

認定介護福祉士養成研修では、全国から自分と同じ志を持った仲間が集まり、認定介護福祉士としての「あるべき姿」を、一から学び考えました。自分の姿を通して、伝える使命と責任を果たすため、日々アンテナをはりながら情報を集めています。

しかし、時には悩むこともあり、立ち止まることもあります。そんな時は一緒に学んだ全国の仲間が背中を押してくれるので、本当に心強い、人生の財産になっています。

ぜひ、皆さんも認定介護福祉士にチャレンジし、一緒に一歩進みましょう！

京都府認定介護福祉士養成研修を受講している千田さんより

経験年数が経つと今までの学びや現場経験で培われた知識だけでは、ケアや業務上の諸問題への対応に悩むことが多々あります。介護福祉士が抱えている課題を解決して、スキルアップできる研修が認定介護福祉士養成研修です。学んだことを現場で即実践できる内容になっています。

介護福祉士養成課程より広く深く、そして心理、マネジメントなど新しい領域の知識も学びます。認定介護福祉士養成研修は、私の介護観に大きな影響を与えてくれました。そして学んだ問題解決思考を活かして、エビデンスに基づきチームで対応できる実践力を高めてきました。生活の中で時間をかけて重度の利用者を支援できるのは私達だけです。同じ答えがなく、多くの専門性を必要とする仕事です。

私達介護福祉士の専門性とはなんなのでしょうか。共に学びましょう。興味のある方は是非受講してみてください。

特別養護老人ホーム近江ふるさと園 千田康博

令和4年度介護福祉士ファーストステップ研修

今年度もファーストステップ研修が始まりました。全15回中、4回が済んだところですが、受講生はグループで意見を出し合い、活発なワークをされていました。

残りの研修も
頑張ってください!!



滋賀県介護福祉士会ブロック研修

介護技術（基本のき）～今更だけど大切な基本～



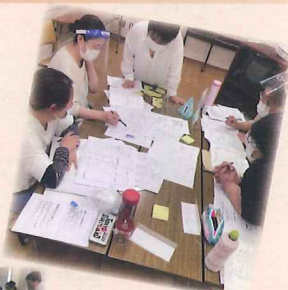
各ブロック、受講生が
活き活き輝いていました♪

基本のきを改めて振り返ることができました。また、福祉用具の正しい使い方も教えていただき、すぐに役立てることばかりでとても学びの多い研修でした。

甲賀ブロック長 岩室裕子



介護福祉士基本研修【5月～7月】



担当講師
林貴緒

介護過程って難しい…でも、グループワークをすることで、対象者像が様々な角度から作り上がり、その人の可能性を導き出すことができる！
コミュニケーション能力も鍛えられる研修でした。

介護過程の展開【8月】

8月16日に研修を行いました。
2事例を通して、利用者理解、予後予測、生活課題は何か等をグループで話し合い、今まで見えなかった内容を「見える化」する難しさや学習の継続の大切さが分かった研修でありました。

研修担当理事 池谷美紀



日常生活自立支援事業とは??

社会福祉事業法の中で利用者の利益を保護する仕組みの導入が進み、平成11(1999)年10月に地域福祉権利擁護事業(後の日常生活自立支援事業)として誕生しています。

この事業は、判断能力が不自由な人々の自己決定を支援し、一人ひとりの意向に沿った生活の実現を目指しています。具体的にはその人が安心して安全に、かつ健康で文化的な生活を送るために必要な福祉サービスの利用を援助し、日常的な金銭管理や生活に必要な種々の手続きの支援を行なっています。

利用者その人の、生きてきた歴史を含めて生活全体を見渡し、本人の生活意向を尊重しながら、今後の生活を続けるた

めに行う様々な決断を支援する事業であるともいえます。

平成12(2000)年6月からは社会福祉事業法が改正され、社会福祉法の公布、施行され、福祉サービスの適切な利用の支援や、苦情解決のための仕組みを設けることになり、現在の「日常生活自立支援事業」の枠組みがかたちづけられました。

福祉サービスの利用者の「権利擁護」のための事業として位置づけられたわけですが、具体的には『福祉サービスの利用援助』、『日常的な金銭管理』、『書類等の預かりサービス』という3つの事業を柱にしています。これらは『定期的な訪問による生活変化の察知』『見守り』とともにこなされています。



記事担当理事 鈴木妙子

福祉サービス利用援助事業と 日常生活自立支援事業の制度上の関係

都道府県・指定都市社会福祉協議会(社協)を実施主体として、福祉サービス利用援助事業の実施あるいは市区町村社協による実施の促進、従事者の質の向上、事業の普及・啓発を一体的に行う事業を「日常生活自立支援事業」といいます。

滋賀県介護福祉士会 現在開催予定の主な研修

研修名	開催予定日	日数
介護福祉士ファーストステップ研修	7月27日～3月16日	全15日
介護福祉士実習指導者講習会	10月15日、11月12日、 12月24日、1月21日	全4日
介護福祉士基本研修 2フルー目	11月10日、11月26日、 12月22日、1月7日	全4日
介護技術研修	排泄ケア:日程調整中 移乗・移動:11月5日 食事介助:12月17日	全3日
介護福祉士受験対策講座(模擬試験)	11月19日	全1日
技能実習指導員講習	1月19日	全1日
地域共生社会に関する研修	1月29日、2月5日	全2日
介護過程の展開力を培う研修会 中部会場	予定2月18日	全1日
ファーストステップ フォローアップ研修	予定3月11日	全1日
認知症ケア研修	1月～3月(日程未定)	全1日
ブロック研修 介護技術(基本のき)	大津ブロック 11月15日	全1日
【今更だけど大切な基本】	湖南ブロック 1月17日	全1日

※日程が変更になる場合があります。※研修開催予定は、ホームページにて随時公開しています。

編集後記

6月10日の総会から、早くも4ヶ月が過ぎようとしております。コロナ感染も一時期は落ち着くかと思いましたが、再び感染が拡大し、介護現場にも大きな影響を与えています。

しかしながら、コロナ感染に対しての医療体制も少しずつ整ってきたことで、初期の頃とは違った生活スタイルで、毎日を過ごすことができています。滋賀県介護福祉士会でも、感染予防対策を徹底した上で、対面研修を開催していますが、リモートでは得られない、対面ならではのコミュニケーションを感じることができ、嬉しい限りです。今後も対面での研修が行えるのを希望ばかりです。

広報担当理事 白井徳典



一般社団法人 **滋賀県介護福祉士会**
The Shiga Association of Certified Care Workers

〒525-0072

滋賀県笠山七丁目8番138号

滋賀県立長寿社会福祉センター内

TEL:077-569-5133 / FAX:077-569-5173

E-mail: shigakaigo@shiga-jaccw.jp

URL: <http://www.shiga-jaccw.jp/>



▲スマートフォンは
こちらから

事務局での電話対応時間帯

☎077-569-5133 (平日のみ)

10:00～12:00

13:00～16:00

※大変申し訳ありませんが、平日でも研修の対応などで電話をお受けすることができない場合がございます。

お手数ですが、ご用件は、ファックスまたは電子メールでお寄せください。